

### 随意契約の結果及び契約の内容

業務名称	議員会館（第一・第二）地下1階エレベーターロビー建具改修工事に係る行政許認可業務
業務概要	本業務は、議員会館（第一・第二）地下1階エレベーターロビー建具改修工事における避難安全性能の大臣認定再取得に係る行政許認可業務を行うものである。
契約年月日	令和3年7月15日
契約の相手方の商号又は名称及び住所	株式会社三菱地所設計 東京都千代田区丸の内2-5-1
契約金額	3,126,000円
予定価格	3,484,600円
随意契約によることとした理由	<p>会計法第29条の3第4項                      予算決算及び会計令第102条の4第三号                      本業務は、衆議院第一議員会館及び第二議員会館（以下「議員会館」という。）地下1階エレベーターロビーにあるガラススクリーン周辺の改修工事における、防災評定（全館避難安全検証）の大臣認定を再取得する業務である。</p> <p>議員会館は規模が大きく特殊な構造を持つ専用施設であることから、当初の建築計画において建築基準法の仕様規定の一部適用除外を行い、建築基準法施行令第129条の2に基づき防災評定の大臣認定を取得している。</p> <p>議員会館のエレベーターロビー周辺は大臣認定の条件として防煙区画を形成しており、今回の業務では、令和2年度に行った改修設計業務の成果物に基づき、再度大臣認定を取得する必要がある。大臣認定の取得に関する審査は建築基準法に基づく指定性能評価機関内に設置された防災評定委員会による個別審査を経て行われるものであり、大臣認定の再取得を行うことができるのは、現行の大臣認定の取得時に指摘された事項や付された条件等に対応して当初設計及び本業務に係る改修設計を完成させ、唯一、審査過程を知り得る設計者たる株式会社三菱地所設計に限られる。</p>
業務場所	東京都千代田区永田町2-2-1 外
業種区分	建設コンサルタント
履行期間	令和3年7月15日から令和3年9月30日まで
変更契約年月日	令和3年9月30日
変更後の履行期間	令和3年7月15日から令和3年12月15日まで
変更契約の理由	業務内容再検討